

<参考> 区の計画等の経緯について

○「区別計画」については、昭和 63 年策定の第 6 次基本計画（現在の基本構想の下の最初の基本計画）において、「区別計画」として策定。第 7 次基本計画も基本的な構成は踏襲。

<第 6 次福岡市基本計画（昭和 63 年策定） 目次>

- 第 1 編 計画の前提
- 第 2 編 自律し優しさを共有する市民の都市
- 第 3 編 自然を生かす快適な生活の都市
- 第 4 編 海と歴史を抱いた文化の都市
- 第 5 編 活力あるアジアの拠点都市
- 第 6 編 区別計画
- 第 7 編 計画の推進

（第 6 編 区別計画 の扉の説明（要旨））

- ・本市は、昭和 47 年に政令指定都市になり、市民自治の充実、市民生活の利便性の確保のために行政区政をスタートさせた。
- ・都市化が進展し都市機能の集中、市街地の拡大などで地域社会も変貌、新たな地域社会も生まれる
- ・市民の価値観の多様化、高度化や生活水準の向上等により個性的でより快適な都市生活環境の形成が求められる
- ・このようなことから、市民ニーズや地域の課題を的確に把握し、市民の身近な生活空間としての地域の視点から総合的、計画的に施策を推進していく指針が必要
- ・そこで、全体計画との整合を図りながら地域ごとの基盤的な整備や地域資源を生かしたまちづくりについての基本的な方向性を示す区レベルの計画を策定

<第 7 次福岡市基本計画（平成 8 年策定） 目次>

【総論】

【計画各論】

第 1 編 自然を生かす快適な生活の都市、第 2 編・・・第 4 編まで

【区別計画】

【計画の推進体制】

（区別計画策定の趣旨（要旨））

- ・子どもの成長を支える環境や高齢社会の到来に向けた支え合いなど地域の果たす役割が重要となる
- ・都市化の進展に伴いコミュニティ意識が希薄化するとともに、行政システムの複雑化、専門化により市民が行政を身近に感じられなくなりつつある
- ・住みやすく、安全で快適な市民生活の実現には市民生活により身近な視点に立ったまちづくりをすすめることが必要
- ・地域のまちづくりはそこに住む住民が主体となって行政と協働することが市民自治本来の姿であり、自主的なまちづくりへの取り組みや参加意欲をまちづくりに生かす必要
- ・このため、地域における市民と行政の共通のまちづくりの目標となるよう、また、区政を進める上での指針として、区別計画を策定

○第 8 次基本計画においては、「新・基本計画」は「全市編」と「区基本計画」からなることとし、各区ごとに、地域の特性・課題を踏まえ、個性を生かした、暮らしやすい、魅力ある施策展開の方向を示す「区基本計画」（平成 16 年 3 月策定）を策定した。

○今回の計画においては、市民と共有するものとするため「コンパクトでわかりやすいもの」とすること、基本構想から実施計画まで同時に策定することから、「区のまちづくりの目標」として、基本計画の目標の一部に組み入れたもの。